

日弁連総第14号
2024年（令和6年）9月3日

出入国在留管理庁長官 丸山秀治 殿
東京出入国在留管理局長 宮尾芳彰 殿

日本弁護士連合会
会長 渕上玲子
(公印省略)

仮放免者の一時旅行許可についての申入れ

第1 申入れの趣旨

本年4月から、特に東京出入国在留管理局において、仮放免者の一時旅行許可の運用が変更され、従前より厳しくなっています。具体的には、法律事務所への訪問や親族訪問において、これまで仮放免期間と同期間の一時旅行許可が付与されていたのが、訪問日の特定、弁護士の名刺や法律事務所の住所と地図の提示、予約票の交付などを求められるようになり、これらに応じないと不許可とされる運用（以下「本件運用」という。）が行われています。

しかしながら、本件運用は、法律上又は実際上、看過し難い仮放免者の権利侵害や不利益を生じさせていることから、直ちに撤回されるよう申し入れます。

第2 申入れの理由

1 仮放免者の権利侵害になっていること

(1) 弁護士に依頼・相談する権利、裁判を受ける権利の侵害

弁護士に依頼・相談する権利は国籍を問わず誰にでもあります。そして、弁護士への依頼・相談は、その必要があるときに、直ちに、秘密が守られた状態でできなければなりません。本件運用のように、あらかじめ入管当局の許可を受けなければ相談できないことは、弁護士に依頼・相談する権利を不当に制限するもので、権限の逸脱・濫用に当たります。

また、裁判を受ける権利は、憲法32条、自由権規約14条1項及び難民条約16条1項で保障されています。裁判を受ける権利の保障が非正規滞在者にも及ぶことは、東京高等裁判所判決（2021年9月22日）等において

ても示されているとおりです。この裁判を受ける権利を実質的に考えれば、弁護士へ自由にアクセスする権利も保障されて然るべきです（当連合会 2019年9月24日付け「非正規滞在者の強制送還に関する人権救済申立事件」における法務大臣及び出入国在留管理庁（以下「入管局」という。）長官宛て警告書参照）。

（2）家族生活及び私生活の不法な干渉

自由権規約 17 条は、「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」と定めています。本件運用のうち親族訪問の制限は、まさに恣意的に私生活や家族生活に干渉するもので、許容されません。

（3）難民条約 31 条 2 項違反（難民申請者について）

上記に加え、本件運用は、とりわけ難民申請者については、難民条約 31 条 2 項にも反するものです。すなわち、同項は、日本を含む難民条約締約国に、その生命又は自由が難民条約 1 条の意味において脅威にさらされていた領域から直接来た難民について、その入国や滞在が不法であっても、その移動に対し、必要な制限以外の制限を課してはならないとしています。そして、難民認定処分は難民であるという事実を事後的に確認する行為にすぎないことからすれば、難民として保護されるべき者は難民申請時から難民であると解されます。

したがって、このような難民申請者の移動の自由を、その必要性を問うことなく著しく制限する本件運用は、難民条約 31 条 2 項に反し、許されません。

2 仮放免者に実際の不利益を生じさせていること

仮放免者は就労が禁じられ、公的援助からも排除されており、経済的に非常に厳しい状態にあります。また、弁護士との打合せや親族訪問の必要が急に生じたり、打合せ等の予定につき関係者の都合や体調により再調整が必要となったり、予定していた打合せ等に加えて更に打合せ等が必要になったりすることは十分に起こり得ます。それにもかかわらず、その必要が生じたびに新たに入管当局まで赴いて許可を得なければならないとすれば、仮放免者に過大な負担を強いるか、打合せ等を諦めさせるかのいずれかになります。

さらに、弁護士との面会に関して検討すると、仮放免者が抱えている訴訟・手続は、難民不認定を争う訴訟、退去強制令書発付処分を争う訴訟、在留特別許可を求める手続等、通常は入管当局が相手方となる訴訟・手続です。訴訟手

続等を公正、適正に行うという観点、仮放免者（依頼者）が裁判を受ける権利を行使し、攻撃防御を充分に行う観点からも、入管当局が、その訴訟・手続の相手方の弁護士との打合せ日時の詳細を把握したり、打合せ日の設定に介入したりすることは許されません。また、相手方である入管当局に打合せ日時等を知らせるることは、当事者にとって心理的負担が大きく、弁護士にとっては守秘義務（弁護士法23条、弁護士職務基本規程23条等）の関係からも問題が生じます。

3 結論

上記のとおり、本件運用は、その必要性を裏付ける事情が生じていないにもかかわらず、法律上、実際上の看過し難い問題を生じさせるものですので、直ちに撤回されるよう申し入れます。

なお、そもそも、仮放免許可の条件は、入管当局が自由に設定することができるものではなく、「住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件」（出入国管理及び難民認定法54条2項）であることが必要です。貴庁においては、本件運用の撤回にとどまらず、移動の自由を含む仮放免者の自由の制限については、その必要の有無を十分に検討し、真に必要と認められる場合にのみ行われるよう、併せて申し入れます。

以上